

目論見書等電子交付 URL 通知サービスに関する約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、永和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）からお客様への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）を、所定の手続きに従ってお客さまにご登録いただいたメールアドレスや携帯電話番号宛てに、メールまたは SMS（ショートメッセージサービス）で目論見書等を参照するための URL を通知する方法により、お客様に提供するサービス「目論見書等電子交付 URL 通知サービス」（以下、「本サービス」といいます。）について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（本サービスの内容）

第2条 本サービスは、当社からお客様への交付が法令等により義務付けられている目論見書等を郵送または対面での書面交付に代えて、ウェブサイト上において電子書面で交付し閲覧いただく方法を提供するサービスとなります。

- 2 お客様は、本約款にご同意後、当社に携帯電話番号〔本サービスは SMS(ショートメッセージサービス)を使用します。〕またはメールアドレスをお届いただけます。
- 3 当社より目論見書等を閲覧するための URL をお客様の届出電話番号またはメールアドレスへお送りします。
- 4 お客様はメールまたは SMS に記載されている URL を押下することで対象となる書面をご覧いただけます。

（対象となる書面の種類）

第3条 本サービスの対象となる書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ① 目論見書
- ② 目論見書補完書面
- ③ 重要情報シート
- ④ 契約締結前交付書面
- ⑤ その他当社が定めたもの

（本サービスの利用）

第4条 本サービスは、この約款の内容について承諾のうえ、当社所定の書面等にて利用申込みされ、かつ、携帯電話番号〔SMS(ショートメッセージサービス)またはメールアドレスのご登録をされたお客様が利用できるものとします。

- 2 本サービスにお申込みいただいたお客様は、第3条各号のすべての書面について、本サービスを包括的に申込みされたものとします。
- 3 本サービスのお申込み及び携帯電話番号〔SMS(ショートメッセージサービス)またはメールアドレスのご登録後は、従前ご登録住所にお送りしていた送付先へは、対象となる書面を郵送いたしません。

（本サービスにおける取扱い）

第5条 お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。

- （1）本サービスにより交付された書面（以下、「対象書面」といいます。） について、紙媒体での再交付は行われな（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面も含みます）。対象書面の内容を、取引の都度確認すること。
- （2）紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行われな（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面も含みます）。

（例外交付）

第6条 お客様が本サービスのお申込みをされた場合であっても、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときには、本サービスによらず、書面により記載事項の交付等を行うことがあります。

（本サービスの解約）

第7条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。なお第2号、第4号または第6号に該当する場合は当社からの申し出を経ずに解約されるものとします。

- （1）お客様が当社所定の方法により解約申込みまたは証券総合取引口座の解約を申し出られた場合
- （2）お客様が口座開設後に非居住者となった場合、または非居住者であることが判明した場合
- （3）お客様がこの約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断し、当社がお客様に本サービスの解約を申し出た場合
- （4）当社の判断によりお客様による本サービスの利用を制限または中止した場合
- （5）本サービスを受けられる通信機器、通信回線または閲覧環境等を保有しなくなった場合等、お客様が記載事項を閲覧できない状況にあると当社が判断し、当社がお客様に本サービスの解約を申し出た場合

(6) 当社の判断により、全てのお客様に対し本サービスの提供を終了した場合

(本サービスの変更)

第8条 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で本サービスの内容を変更することがあります。

(本サービスの停止)

第9条 当社は、本サービスの緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することがあります。

(免責事項)

第10条 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

(1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア、ソフトウェア）等の障害により、本サービスの提供ができなくなったことによって生じた損害

(2) 本サービスで提供された内容につき、当社の故意または重大な過失によらず誤謬、欠陥等があることによって生じた損害

また、通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ等の障害に起因する本サービスの伝達遅延およびその誤謬、欠陥、遅延、中断等によって生じた損害

(3) 本サービスで提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンの変更等がある場合に生じた損害

(4) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、または不能になった場合に生じた損害

(5) 当社が定める方法以外の通信方法、通信機器等を使用して本サービスを利用したことにより生じた損害

(6) 解約および変更事項のお届け出前に生じた損害

(7) 通信回線の傍受等により生じた損害

(8) 本サービス利用により、お客様が本サービス利用のために使用したコンピュータ等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響・障害が発生したために生じた損害

(9) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、あらかじめ当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が本サービスを利用したことによって生じた損害

(10) 本サービスに関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とする損害

(11) 本サービスの提供を終了することにより生じた損害

(12) その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(13) 次条に定める届出を怠った場合に生じた損害

(届出事項の変更)

第11条 お客様は、届出事項に変更がある場合、「永和証券の取引約款集」に準じ、直ちに当社所定の書面にて届出るものとします。

(その他約款等の適用)

第12条 この約款に定めがないときは、「永和証券の取引約款集」等によるものとします。

(準拠法・合意管轄)

第13条 この約款に関する準拠法令は日本国内法とします。お客様と当社とのこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものといたします。

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と判断した場合に改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

この約款は、2026年8月1日より適用します。